

皇位の安定的継承は男系が前提

正論



国士館大学特任教授
日本大学名誉教授
百地 章

の信念と申しますか、つまり男系相統といふことで実は一貫して参つておる」(林修三内閣法制局長官、34年)。「男系をもつて貫く」といふことが、世襲の精神に合つてゐるのではないか」(宇佐美彌宮内庁長官、39年)。「男系の男子が皇位を継承されるというのが、わが国古来の伝統であつて、その伝統を守るといふことが現在のよきな規定ができた」(角田礼次郎内閣法制局長官、58年)といった答弁が繰り返されてきた。

さらに平成に入ってから、

「この規定(憲法第2条)は皇統に属する男系の男子が皇位を継承する」といふ伝統を背景として決定された」(加藤紘一内閣官房長官、平成4年)「政府としては、男系継承が古来例外なく維持されてきたことを認識し、そのことの重みを受け止めつつ、皇位継承制度のあり方を検討すべき」(安倍晋三内閣官房長官、18年)「古来、ずっと長くそういう形(男系)で続いてきたことの歴史的な重み」といふものをしかりと受けとめ(「(野田佳彦首相、24年)と、男系重視の答弁がなされ

ている。

安易な女系論は憲法違反の疑いも
憲法学界でも有力な学者が「男系」説であり、美濃部達吉博士は「皇統は専ら男系に依る」「(『日本国憲法原論』)、宮沢俊義東大教授でさえ「わが国では皇族の身分をもたない者は皇位継承の資格はないが、皇族の身分をもつためには、かならず『男系』により皇統に属することが必要」(『憲法(改訂版)』昭和44年)と述べている。また、小嶋和司東北大教授は「男系制を正当としよう」(『女帝』論議)、佐藤幸治京大教授も「皇統は男系性を要求される」(『憲法(第3版)』)とされている。

以上見たように、「皇室の伝統」「政府見解」「有力学説」は全て「男系継承」である。それ故、「皇位の安定的継承」をはかるためには、まず「男系継承」の可能性を探る必要があり、安易な女系論は憲法違反の疑いがあることを、しっかりと認識しておく必要がある。

(ももち あきり)

今年4月30日で平成も終わり、5月1日には皇太子殿下が即位される。それとともに、退位特例法制定時の付帯決議に基づいて「皇位の安定的継承等」のための検討が始まるが、まず原則を明らかにしておく必要がある。よるべき基準は当然、「皇室の伝統」と「憲法」であり、以下に述べるように「男系重視」が前提とされなければならない。「男系が女系か」といった「者柄」の問題ではない。歴史の知恵と先人の英知に学べ

皇統譜を見れば明らかなおろ、皇位は常に直系で継承されてきたわけではない。7代以上に亘つて直系継承されたのは、初代神武天皇から第12代景行天皇、室町時代の第102代後花園天皇から第109代明正天皇、それに江戸末期の第119代光格天皇から第125代の今上天皇までの3度だけである。それ以外は兄弟間、叔父から甥、甥から叔父など、さらに直系が絶えたときは傍系に遡って皇位が継承されてきた。

南北朝時代には、持明院統と天覚寺統の間で、十数代に亘って皇位が交互に継承されたし、男系の皇統断絶の危機も4回あった。しかし先人たちの血のしむような努力により、直系から遠く離れた傍系の皇族男子による皇位継承を実現することで、危機を脱することができた。第25代武烈天皇から第26代継体天皇までは10親等、第48代称徳天皇から第49代光仁天皇まで、第101代称光天皇から第102代後花園天皇までは8親等、江戸後期の第118代後桃園天皇から第119代光格天皇までは7親等も離れている。

皇統譜が複雑なのは、この男系継承のためである。これが皇室の伝統であり、建国から125代もの間守り伝えられてきた世界に例を見ない「男系の皇統」を維持するためには、歴史の知恵と先人たちの英知に学ぶ必要がある。一方、憲法だが、「皇男子孫(男系男子)」による皇位の継承を明記した明治憲法第2条と異なる

り、現行憲法第2条は「皇位は世襲のものである」と定めただけである。そして皇室典範第1条で「皇統に属する男系の男子」と明記している。政府見解も一貫している。そのため、憲法の条文だけ見て「世襲」でありさえすれば、男系でも女系でも構わないとする意見もないわけではない。しかし、政府見解は憲法制定以来、今日まで「男系」ないし「男系重視」で貫かれており、これを無視すること

はできない。憲法制定時の内閣法制局「想定問答」は「皇統は男系により統一することが適当であり」、少なくとも、女系といふことは皇位の世襲の概念の中には含まれていない」といふものであった。制憲議會でも「世襲」の意味について、金森徳次郎憲法担当大臣は「本質的には現行の憲法(明治憲法)と異なることはない」と答えている(昭和21年)。

その後も、「古来の日本の国民の」一つの総意と申しますか、国民